

1. 農業振興地域整備計画の見直し業務とは？

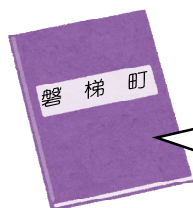
(1) 農業振興地域制度とは？

自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して、総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、必要な施策を行いながら、農業の発展と合理的な土地利用に寄与するための制度。この制度により、国、都道府県、市町村が一体となって集团的農地・農業公共投資の対象農地（農用地区域）を確保するとともに、農業に関する公共投資等の農業施策を計画的に実施できる。



(2) 農業振興地域整備計画とは？

「農業振興地域の整備に関する法律」（農振法）に基づいて、自治体が定める農業の上位計画。農地として利用する「農用地区域」を設定した農用地利用計画と、農業振興に関する取組についての基本計画（マスタープラン）が1冊にまとめられている。



農業振興地域整備計画のおもな内容

- ・農業生産基盤の整備
- ・農用地等の保全
- ・農業経営の規模拡大
- ・農業の近代化のための施設整備等の基本計画（マスタープラン）
- ・集团的農地
- ・農業公共投資の対象地

(3) 農業振興地域とは？

農業振興地域とは、総合的に農業の振興を図ることが必要な地域として、県が市町村ごとに指定する地域のこと。下図の通り、2つに区分される。

農業振興地域	農用地区域 （農振農用地＝農振青地）	10年以上にわたり、農業上の利用を確保すべき土地 用途区分が定められており、住宅建築や資材置場等、 農業以外の用途で利用すること（農地転用）が出来ない 〈用途区分〉 農地 混牧林地 農業施設用地 採草牧草地	設 定 基 準
			(1)集团的に存在する農地（概ね10ha以上） (2)ほ場整備事業などの対象農地 (3)土地改良区施設用地（水路、農道等） (4)農用地区域に隣接する農業用施設用地 (5)その他農業振興を図るために必要な農地
農業振興地域	その他区域 （農振白地）	農用地区域以外の土地区分 農振法による農地転用の制限はないが、開発を行う際に、農地転用許可は別途必要。	

農用地区域であるメリット

- 国の直轄、補助事業及び融資事業によるほ場整備事業などの対象とすることができる。
- 日本型直接支払（多面的機能支払交付金・中山間地域等直接支払交付金）による地域の共同活動や農業生産活動等、各種補助事業の支援対象とすることができる。
- 農用地区域内の土地については、農地転用や開発行為の制限等の措置がとられる。



(4) 農用地利用計画の変更について

下記①から③に該当する場合は、農用地利用計画変更事前申出書の提出が必要となる。

① 農用地区域からの除外

農用地区域内の土地は、原則として農地転用が認められない。農用地区域内の土地を農業以外の目的に利用する場合は、事前にその土地を農用地区域から除外する申出手続きが必要となる。ただし、農用地区域からの除外を行う場合、下記の要件をすべて満たす必要があり、申出があっても農用地区域から除外できない場合がある。

<除外するための主な要件>

1、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと

- ✓ 農用地区域以外の土地において代替する土地がないこと
- ✓ 地域の土地利用等の状況からみて、不要不急の用途に供するものでなく、かつ、通常必要と認められる規模であること

2、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと

- ✓ 周辺部の営農環境に支障が生じないこと
- ✓ 農用地の集団性を損なうものでないこと
- ✓ 土地利用の混在が生じないこと

3、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと

- ✓ 経営規模の大幅な縮小により、安定的な農業経営に支障が生じないこと
- ✓ 経営する一団の農用地集団化が損なわれないこと

4、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと

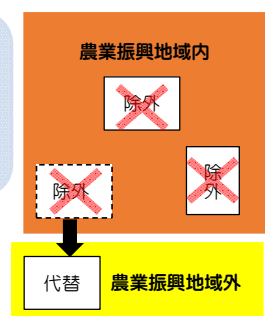
- ✓ ため池、農業用排水路等の毀損や用排水の停滞、汚濁水の流入等が生じないこと

5、農業生産基盤整備事業完了後8年を経過しているものであること

- ✓ 土地改良事業の工事完了公告後8年未満ではないこと

除外することが
難しい農地

- ・ 農用地区域以外に代替すべき土地がある場合
- ・ 集団的農地の中央部の除外
- ・ 虫食いの除外



※ただし、以下の場合に農用地区域に含めない土地として除外できる

- ・ 土地改良法に基づく非農地区域を設定する場合
- ・ 優良田園住宅建設促進法に基づく優良田園住宅を建設する場合、農村地域への産業導入の促進等に関する法律等の地域整備法に基づく計画に位置付けられた施設を建設する場合
- ・ 公共用地としてやむを得ず農用地区域内の土地をあてる必要が生じた場合
- ・ 地域の農業振興に関する地方公共団体の計画に定められた当該地域の特性に応じた農業振興施設を建設する場合
- ・ 農業振興地域整備計画に定められた施設を建設する場合

② 農用地域への編入

農用地域に設定されていない土地で、ほ場整備や近代化施設の整備、日本型直接支払交付金の実施を予定しているなど、新たに農用地域に編入する必要がある場合は、変更手続きが必要となる。

③ 用途区分の変更

農用地域に設定されている土地は、農業上の用途（「農地」「採草放牧地」「混牧林地」「農業用施設用地」）が定められている。農業用施設を設置する等、別な用途で利用する場合は、用途区分の変更手続きが必要となる。

2. 農業振興地域整備計画の見直しとは？

（１）「随時変更」と「総合見直し」



① 随時変更

各自治体の担当窓口において、常に受け付けている変更希望の申請に基づき、申請が通った変更内容を反映するものであり、1の（４）に記載した通り、農用地域からの除外はハードルが高い

② 総合見直し

おおむね、5年ごとに基礎調査を実施し、調査結果に基づいて“基礎資料”と“整備計画書”を改定するもの。前回の見直し以降の一般除外、編入、データの錯誤修正などを反映して現況を整理（基礎資料および現況土地利用図）し、今後の計画について取りまとめ（整備計画書および土地利用計画図）を行う。

磐梯町の農業振興整備計画の総合見直しを実施するにあたって

現在の磐梯農業振興整備計画は「平成10年3月」に策定されたものです。

総合見直し完了（～R5.3月予定）まで農振除外等の受付は一時停止となりますのでご注意ください。

農用地域内の土地で農地転用や開発行為を計画されている場合は、町農林課までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

磐梯町役場農林課 TEL:0242-74-1217 FAX:0242-73-2115